

# 東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務仕様書

## 1 業務名称

東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務

## 2 業務目的

本業務は、令和3年4月に策定した東郷町下水道事業経営戦略（以下「現行経営戦略」という。）の検証及び評価をしたうえで、現行経営戦略策定時からの社会情勢・経済環境の変化や官民連携の動向、広域化・共同化の推進等の下水道事業を取り巻く環境が大きく変化してきた中で、本町下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことを目的とする。

## 3 業務概要

- (1) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (2) 委託業務範囲 公共下水道事業
- (3) 計画期間 令和8年度から令和17年度までの10年間

## 4 業務内容

上記業務目的に記載した考え方を踏まえ、下記に掲げる改定作業を行うものとする。

なお、現行経営戦略と同内容かつ下記の水準を満たすのであれば、受託候補者の提案様式でも差し支えない。「タ．経営戦略策定・改定マニュアル」の原価計算表を作成するとともに、同マニュアルの経営戦略確認リスト中、必須項目については必ず記載を行うこととし、それ以外の項目については必要に応じ記載を行うこととする。審議会開催支援は本業務では不要。

- (1) 本業務を実施する上で準拠すべき法令、基準及び計画
  - ア 地方公営企業法
  - イ 地方公営企業法施行令
  - ウ 地方公営企業法施行規則
  - エ 地方自治法
  - オ 地方自治法施行令
  - カ 地方自治法施行規程
  - キ 地方自治法施行規則
  - ク 地方財政法
  - ケ 地方財政法施行令
  - コ 下水道法
  - サ 下水道法施行令
  - シ 下水道法施行規則
  - ス 消費税法

- セ 地方公営企業繰出基準
- ソ 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月 総務省）
- タ 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月改定 総務省）
- チ 下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版 日本下水道協会）
- ツ 国土交通省通知「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について（令和7年4月1日改正）」
- テ 「下水道事業における収支適正化に向けた取組の推進について（令和2年7月21日付）」

#### ト 各種計画

- (ア) 東郷町第6次総合計画
- (イ) 東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（第3期総合戦略）
- (ウ) 東郷町都市計画マスタープラン
- (エ) 東郷町立地適正化計画
- (オ) 東郷町污水適正化処理構想
- (カ) 東郷町公共下水道事業基本計画
- (キ) 東郷町公共下水道事業計画
- (ク) 東郷町公共下水道ストックマネジメント計画

#### (2) 改定内容

- ア 現行計画の「第1部 経営戦略策定に当たって」及び「第2部 下水道事業の現状」

関係資料を基に数値及び文言の修正を行う。

- イ 現行計画の「第3部 経営環境の分析」「第4部 経営状況」

直近の関係資料を基に数値及び文言の修正を行う。経営比較分析表での類似団体、近隣団体と比較を行い、経営に係る課題を抽出すること。

- ウ 「第5部 財政・投資計画」

令和8年度当初予算と整合性を図りながら、直近の関係資料を試算を行い、数値及び文言の修正を行う。併せて、原価計算表の作成を行うこと。

- (ア) 投資試算

既存の計画等を整理し、施設整備・改築に係る投資計画を作成する。なお、中長期期間（30年から50年）並びに計画期間内に合理的に実施する形での投資試算を取りまとめること。その際、施設・設備の現状把握、将来の需要・予測、施設整備の見通しに留意すること。

- (イ) 財源試算

使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、中長期期間（30年から50年）計画期間内に必要な財政負担を補う「財源試算」を取りまとめること。その際、次の点に取り組むこと。

- a 財務状況の適切な現状把握・分析、更新需要予測に基づく将来予測
- b 財源構成（財源構成主なもの、料金収入、補助金、企業債、繰入金）の検討

と目標設定、経費回収率の目標設定

c 上記を踏まえた「財源試算」の取りまとめ

(ウ) 投資・財政計画の策定

「投資試算」と「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定すること。  
策定にあたっては次の点に取り組むこと。

a 投資以外の経費の適切な算定

b 収入と支出の均衡（整合性検証）

収支ギャップが生じた場合には、料金改定の必要性（次回改定時の目安となる平均使用料単価を示すもの。使用料単価改定に係る経費分解や配賦等の詳細な計算は不要。）や更新投資の時期、投資以外の経費について、再度検討し、ギャップの発生要因に応じた適切な方法を採用し、実効性を確保しながら、収支の均衡点を探すための徹底した見直しを行う。

(エ) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(オ) 投資・財政計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

エ 「第6部 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」

現行経営戦略に定めている取組や目標について、目標値や計画値と実績値との乖離原因を分析し、必要に応じて、進捗状況の評価の方法及び時期の設定、見直し等の期間について再設定すること。その他、関係資料をもとに数値及び文言の修正を行うこと。

## 5 履行体制

公認会計士等、公営企業（下水道事業）に精通した有資格者を配置すること。なお、当該有資格者を自社雇用の職員により配置ができない場合には、業務提携等による人員の配置も可とするが、当該有資格者が本業務に即時対応できる体制を整えること。

## 6 業務の指示監督等

- (1) 発注者は、本業務を実施するに当たり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識を有する技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努めるとともに、正確・丁寧に行うものとする。
- (2) 受託候補者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受託候補者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

また、成果品の納品場所は、東郷町役場まち整備部下水道課とする。

- (1) 経営戦略（A4判・紙媒体）・・・30部
- (2) 業務報告書（A4判・紙媒体）・・・1部
- (3) 上記の電子データを格納したCD-R等・・・1枚  
(データの種別はPDFファイルによるものとWord等の編集可能な形式によるものとする。)

## 8 支払い方法

業務終了後に一括で支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じて都度行うものとする。
- (4) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる製作物については、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (5) 本業務に必要な資料で、発注者が所有している提供可能な資料については貸与する。  
この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。
- (6) 本業務が完了し、検査に合格して竣工と認められた後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受託候補者の責任において処理するものとする。